

平成 22 年 6 月 9 日に開催した平成 22 年度第 4 回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は、次のとおりである。

1 中期計画及び年度計画作成の進め方について

(1) 趣旨

中期計画及び年度計画作成の体制及びスケジュール等進め方（案）について審議

(2) 主な発言

- ・学生にどんな能力を備えさせるのかを具体的に記述すべきである。
- ・学生に備えさせる能力等、具体的な記述については中期計画に記入するべきである。

(3) 審議結果

提案された体制及びスケジュールで作成を進めていく。

2 専任教員の採用について

(1) 趣旨

静岡文化芸術大学教員の任用及び承認に関する規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、学長から発議があった採用募集について審議する。

(2) 主な発言

- ・どういう教員を求めるのか、それを公募資料に明記すべき。
- ・適任者がいなければ採用を見送るなど、質を担保する措置は必要である。
- ・公募と選考の両方で適任者を探ることが重要である。
- ・教員の採用に際して、同レベルであれば地元の人を採用してもらいたい。

(3) 審議結果

議案のとおり採用募集を実施する。

3 特別研究費の配分について

(1) 趣旨

特別研究費の配分（案）について審議する。

(2) 主な発言

- ・外部研究資金獲得を推奨する仕組みを検討する必要がある。
- ・誰が、どういう基準で配分するかを明確にしなければならない。
- ・研究の成果を地域社会に発信し、学内で共有させる方法の検討、スタッフ・ディベロップメント活動を支援する仕組みの検討が今後の課題である。

(3) 審議結果

議案のとおり特別研究費を配分する。

4 公立大学法人静岡文化芸術大学職員育児及び介護休業規程等の改正について

(1) 趣旨

「育児・介護休業法」が改正され、3歳までの子を養育する労働者について、1日6時間の短時間勤務制度を設けることが平成22年6月30日より事業主の義務とされることに伴い、育児及び介護休業規程及び関連する規程について、必要な改正を審議する。

(2) 審議結果

発言は特になく、議案のとおり公立大学法人静岡文化芸術大学職員育児及び介護休業規程等を改正する。